岐阜、昭45不３、昭49．７．29

決　　定　　書

申 立 人　（亡）Ｘ１

被申立人　岐阜県教育委員会

主　　文

本件申立てを却下する。

理　　由

申立人（亡）Ｘ１は、被申立人岐阜県教育委員会が昭和44年12月23日申立人を戒告処分にし、昇給延伸したことは、申立人の組合活動を理由とする不当労働行為であるとして、昭和45年12月21日戒告処分取消し等の救済申立てをしたものである。

ところが、本件申立人Ｘ１は、審査中の昭和46年10月11日死亡した。これにより、上記申立人の妻Ｘ２は、昭和47年１月31日本件申立てを承継する旨の申立書を当委員会に提出したが、昭和49年７月10日同承継申立てを取り下げた。その他相続人よりは、昭和49年７月27日本件申立てを承継する意思なきことを当委員会に申し出た。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第１項第７号の規定により、主文のとおり決定する。

昭和49年７月29日

岐阜県地方労働委員会

会長　高　橋　七　郎